

行政監査（テーマ監査）

テーマ 適切な要綱の制定について

監査対象 要綱制定を実施した所属（28所属）、政策法務課

監査期間 令和7年10月27日～令和8年3月30日

「適切な要綱の制定について」を監査のテーマとして、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、3件の指導を行いました。また、3件の業務意見を付しました。

●主な業務意見

各局及び各所属による適切な要綱管理の徹底について

静岡市では、令和6年4月から、要綱を制定改廃する際に、原則として政策法務課による事前の確認などが不要となりました。

この見直しによる影響を新しく要綱を制定した各所属に確認したところ、影響がない旨の意見が多数でした。しかし、今回の監査において、次のような状況を確認しました。

- ・ 28所属のうち、誤りや改善すべき点がなかった所属は2所属のみで、単純な誤字脱字だけではなく、要綱中で他の条項を引用する際の誤りが6所属ありました。
- ・ 国の補助金制度に関係する要綱において、加算金は、市が事業者へ納付させることができないにもかかわらず、事業者が市に納付することを規定していたものがありました。

今回の監査で確認された誤りの要因は、法令の専門的な知識の有無ではなく、基本的な決裁におけるチェック機能が十分に働いていないことによります。

今後、各局及び各所属は、その責任において、これまで以上に自律的に確認を行う必要があるということを改めて認識し、適切な要綱の制定改廃の事務がなされることを期待します。